

プロポーザル評価委員選任要領

(趣旨)

第1条 名古屋市住宅都市局建築設計者選定要綱第7条において準用される第6条第4項の規定に基づき、設計者の能力及び技術提案の評価を公正かつ客観的に行うため開催するプロポーザル評価委員の会議（以下「会議」という。）の評価委員を選任するにあたり、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 評価委員は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 技術資料及び技術提案書（以下「技術資料等」という。）の作成基準及び評価の基準に関し、意見を述べること
- (2) 技術資料等の評価の意見を述べること

(選任及び任期)

第3条 評価委員は、原則として学識経験を有し、公正かつ中立な立場を堅持できる者のうちから住宅都市局長が選任する。ただし、評価の対象なる建築設計業務（以下「対象業務」という。）の契約予定金額が500万円以下である場合は、市職員から選任できるものとする。

- 2 評価委員の任期は、選任された日から対象業務の契約が締結された日までとする。
- 3 住宅都市局長は評価委員が次条に違反した場合その他特別の事由があると認めるときは、前項の任期途中においても、評価委員を解任することができる。

(責務等)

第4条 評価委員は、客観的かつ公正な評価を行うため、次に掲げる責務等を果たさなければならない。

- (1) 提案者の能力及び提案内容に係る評価にあたっては、評価項目ごとに、適正かつ公正な評価を行うこと。
- (2) 提案者の能力及び提案内容に係る評価にあたっては、附属機関として条例により評価委員会を設置する場合を除き、各評価委員が独立して評価を行うこと。
- (3) 契約候補者の決定の日までの間、提案者と利害関係を有しないこと。
- (4) 不正な利益を図るために提案者からの接触があった場合は、速やかに住宅都市局長へ申し出ること。
- (5) 職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならず、職を退いた後も同様であること。

(会議)

第5条 住宅都市局長は、評価委員の意見等を聴取するため、会議を開催することができる。

- 2 会議の座長は、委員の互選により決定する。
- 3 座長は、会議の議事を進行する。
- 4 会議は、原則非公開とする。

(謝金及び旅費)

第6条 意見等の聴取に対する謝金の額は、日額12,600円とする。

2 評価委員の旅費は、職員の給与に関する条例(昭和26年名古屋市条例第5号)別表第1行政職給料表の職務の級8級に相当するとして、名古屋市旅費条例(令和7年名古屋市条例第42号)の規定を適用して算出した額とする。

3 謝金及び旅費(以下「謝金等」という。)は、意見聴取後に支給する。

4 第1項から前項の規定にかかわらず、評価委員が本市職員の場合は、謝金等は支給しない。

(庶務)

第7条 評価委員及び会議に係る庶務は、住宅都市局監理指導課又は設計担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、評価委員について必要な事項は、住宅都市局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。